

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日 総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1（略） 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 （1）～（15）（略） （16）携帯無線通信を行う無線局等 ア 用語の意義 本項（16）において使用する用語の意義は次のとおりとする。 （ア）～（カ）（略）</p> <p><u>（キ） 「実用化試験局」</u> <u>陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）に搭載して使用するものをいう。</u></p> <p><u>（ク） 「無線ゾーン」</u> 一の基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区域であって、当該サービスを行うために必要な電界強度が得られる区域をいう。</p> <p><u>（ク） 「制御ゾーン」</u> 一の無線回線制御局に対応し、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。</p> <p><u>（コ） 「業務区域」</u> 携帯無線通信サービスの提供を行う区域をいう。</p> <p><u>（コ） 「DS-CDMA方式」</u> 設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式又は設備規則第49条の6の5第1項第1号イに規定する通信方式</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1（略） 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 （1）～（15）（略） （16）携帯無線通信を行う無線局等 ア 用語の意義 本項（16）において使用する用語の意義は次のとおりとする。 （ア）～（カ）（略）</p> <p><u>（キ） 「無線ゾーン」</u> 一の基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区域であって、当該サービスを行うために必要な電界強度が得られる区域をいう。</p> <p><u>（ク） 「制御ゾーン」</u> 一の無線回線制御局に対応し、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。</p> <p><u>（コ） 「業務区域」</u> 携帯無線通信サービスの提供を行う区域をいう。</p> <p><u>（コ） 「DS-CDMA方式」</u> 設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式又は設備規則第49条の6の5第1項第1号イに規定する通信方式</p>

であって、拡散符号速度が 3.84Mcps のものをいう。

- (シ) 「MC—CDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1 の搬送波当たり 1.2288Mcps のものをいう。
- (ス) 「CDMA 高速データ携帯無線通信方式」
設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1.2288Mcps のものをいう。
- (セ) 「TD—CDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 3.84Mcps 又は 7.68Mcps のものをいう。
- (ソ) 「TD—SCDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1.28Mcps のものをいう。
- (タ) 「XGP 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 7 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (チ) 「625k—MC 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 8 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (ツ) 「LTE 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (テ) 「LTE—TDD 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (ト) 「UMB 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 11 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (ナ) 「モバイル WiMAX 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項第 1 号イ(1)に規定する通信方式をいう。

であって、拡散符号速度が 3.84Mcps のものをいう。

- (ヰ) 「MC—CDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1 の搬送波当たり 1.2288Mcps のものをいう。
- (ヱ) 「CDMA 高速データ携帯無線通信方式」
設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1.2288Mcps のものをいう。
- (ケ) 「TD—CDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 3.84Mcps 又は 7.68Mcps のものをいう。
- (コ) 「TD—SCDMA 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が 1.28Mcps のものをいう。
- (ク) 「XGP 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 7 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (カ) 「625k—MC 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 8 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (キ) 「LTE 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (ク) 「LTE—TDD 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (ケ) 「UMB 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 11 第 1 項第 1 号イに規定する通信方式をいう。
- (コ) 「モバイル WiMAX 方式」
設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項第 1 号イ(1)に規定する通信方式をいう。

(三) 「UMB-TDD 方式」

設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項第 1 号イ(2)に規定する通信方式をいう。

イ～オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

B 機能試験用無線局のもの

当該事業者の業務区域内であること。

C 実用化試験局のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

キ～サ (略)

(17)～(18) (略)

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

(カ) 「無線回線制御所」とは、基地局と陸上移動局(中継を行うものを除く。)との間(陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。))の中継によるものを含む。)における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する設備を収容する場所をいう。

(四) 「UMB-TDD 方式」

設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項第 1 号イ(2)に規定する通信方式をいう。

イ～オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内であること。

B 機能試験用無線局のもの

当該事業者の業務区域内であること。

キ～サ (略)

(17)～(18) (略)

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 「無線回線制御所」とは、基地局と陸上移動局(中継を行うものを除く。)との間(陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。))の中継によるものを含む。)における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する設備を収容する場所をいう。

- (キ) 「下隣接周波数帯」とは、2545MHz から 2575MHz までの周波数の範囲をいう。
- (ク) 「上隣接周波数帯」とは、2595MHz から 2645MHz までの周波数の範囲をいう。
- (ケ) 「免許の対象区域」とは、一の免許人の申請に係る基地局又は陸上移動中継局(以下この(19)において「基地局等」という。)による電気通信役務の提供が可能な区域をいう。
- (コ) 「カバーエリア」とは、個々の基地局等と陸上移動局との間の通信を行うことが可能な基地局等ごとの区域であって、別紙(19)—1により算出されるもの(極端に離隔した、又は極端に小さな飛び地は除く。)をいう。
- (カ) 「5MHz システム」とは、チャンネル間隔が 5MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (キ) 「10MHz システム」とは、チャンネル間隔が 10MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (ク) 「20MHz システム」とは、チャンネル間隔が 20MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (ケ) 「調整対象区域」とは、申請に係る無線局と他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で有害な混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、別紙(19)—1により算出されるものをいう。
- (コ) 「同期」とは、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。
- (カ) 「子法人等」とは、法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人若しくは団体(以下この(タ)において「法人等」という。)及びその子法人等又は法人等の子法人等が、その議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなす。
- (キ) 「親法人等」とは、他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。

- (カ) 「下隣接周波数帯」とは、2545MHz から 2575MHz までの周波数の範囲をいう。
- (キ) 「上隣接周波数帯」とは、2595MHz から 2645MHz までの周波数の範囲をいう。
- (ク) 「免許の対象区域」とは、一の免許人の申請に係る基地局又は陸上移動中継局(以下この(19)において「基地局等」という。)による電気通信役務の提供が可能な区域をいう。
- (コ) 「カバーエリア」とは、個々の基地局等と陸上移動局との間の通信を行うことが可能な基地局等ごとの区域であって、別紙(19)—1により算出されるもの(極端に離隔した、又は極端に小さな飛び地は除く。)をいう。
- (コ) 「5MHz システム」とは、チャンネル間隔が 5MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (カ) 「10MHz システム」とは、チャンネル間隔が 10MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (キ) 「20MHz システム」とは、チャンネル間隔が 20MHz の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (ケ) 「調整対象区域」とは、申請に係る無線局と他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で有害な混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、別紙(19)—1により算出されるものをいう。
- (コ) 「同期」とは、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。
- (コ) 「子法人等」とは、法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人若しくは団体(以下この(ソ)において「法人等」という。)及びその子法人等又は法人等の子法人等が、その議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなす。
- (タ) 「親法人等」とは、他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。

イ～オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

B 機能試験用無線局のもの

当該電気通信事業者の業務区域内であること。

C 実用化試験局のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

キ～ス (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

イ～エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

イ～オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

当該電気通信事業者の業務区域内又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した他の電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、機能試験用無線局にあつては、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

キ～ス (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(カ) (略)

イ～エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

B 機能試験用無線局のもの
当該電気通信事業者の業務区域内であること。

C 実用化試験局のもの
陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

カ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3～第5 (略)

当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内であること。

B 機能試験用無線局のもの
当該電気通信事業者の業務区域内であること。

カ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3～第5 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。